



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

762	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）	1
763	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	（介護サービス指導課）	2
764	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	（ 〃 ）	2
765	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
766	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
767	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）	3
768	保安林の指定	（森林整備課）	3
769	保安林の指定施業要件変更予定	（ 〃 ）	3
770	〃	（ 〃 ）	4
771	〃	（ 〃 ）	4
772	土地区画整理法による換地処分	（都市政策課）	5
773	指定納付受託者の事務所の所在地の変更	（会計課）	5

○ 公安委員会告示

72	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施		5
----	--------------------------------	--	---

○ 選挙管理委員会告示

81	政治団体の届出事項の異動の届出		7
82	政治団体の解散の届出		8
83	政治団体の設立の届出		8
84	資金管理団体の届出		9

告 示

和歌山県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御薬新 18-30	アイン薬局御坊店	御坊市湯川町財部726-8	令和 8.6.30
有歯新 29-30	吉田歯科	有田郡有田川町上中島513	令和 8.7.3

御医新 16-26	小池内科	御坊市湯川町財部516-3	令和 8. 7. 14
--------------	------	---------------	----------------

和歌山県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃 止 年月日
30718010 09	社会福祉法人直心会	すずのき	和歌山県岩出市岡田543- 2	共生型通所介護	令和 8. 8. 31

和歌山県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃 止 年月日
30723009 85	合同会社いいYOU	訪問入浴いいYOU	和歌山県新宮市蓬莱一丁 目4番47号	訪問入浴介護	令和 8. 8. 31
				介護予防訪問 入浴介護	令和 8. 8. 31

和歌山県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30717012 41	株式会社ユアベス	訪問介護ステーション琴華	和歌山県紀の川市貴志 川町西山33番地	訪問介護	令和 8. 9. 1	令和 14. 8. 31

和歌山県告示第766号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30614902 50	株式会社バジル	訪問看護事業所バジル	和歌山県海南市重根11 22番地4	訪問看護	令和 8.9.1	令和 14.8.31
				介護予防訪問 看護	令和 8.9.1	令和 14.8.31
30618901 86	株式会社紀州ライフ コーディネーターサー ビス	アルゴ訪問看護ステ ーション	和歌山県岩出市宮71-1 パストラルビル3-D 号室	訪問看護	令和 8.9.1	令和 14.8.31
				介護予防訪問 看護	令和 8.9.1	令和 14.8.31

和歌山県告示第767号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーション まい か	和歌山市中649-3 フォレストヒルズ ふじと台202号	株式会社インクル	令和 8.9.1

和歌山県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字西谷770の1、772、775、779、780、783、784、789の
2、字鴻ノ谷820、823、864、870、字安図原996、1004

- 指定の目的 土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第769号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第770号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第771号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局
森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第772号

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第11
9号）第103条第1項の規定による換地が行われたので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第773号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により指定納付受託者の事務所の所在地
の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 変更後の事務所の所在地
東京都港区北青山二丁目14番4号
- 3 変更年月日
令和8年7月21日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第72号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」と
いう。）を次のとおり実施する。

令和8年9月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

- 1 審査の種別及び級
(1) 空港保安警備業務1級及び2級
(2) 施設警備業務1級及び2級
(3) 交通誘導警備業務1級及び2級
(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
(5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
令和8年12月3日（木）午前10時から午後5時までの間
- 3 審査場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部 会議室8
- 4 定員
合計5名

8の申請期間内に先着順に受け付け、申請者が定員の数に達し次第、締め切る。

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 和歌山県内の営業所に所属する警備員
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
- (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
- (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
- (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申請期間

令和8年10月14日（水）から同月16日（金）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1) に掲げる審査申請書等を(2) に掲げる提出先へ提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。

(1) 審査申請書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、和歌山県内の営業所に所属するものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、和歌山県内の営業所に所属する警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、和歌山県内の営業所に所属するものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、和歌山県内の営業所に所属する警備員にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参することとし、旧合格証を持参しない者は、審査を受けることができない。

(2) 審査当日は、実技試験を受けやすい服装とすること。

(3) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046・3047）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
国民民主党和歌山 県総支部連合会	榛葉賀津也	代表者	榛葉賀津也	浦口高典	令和 8. 7. 11
参政党和歌山県支 部連合会	川口香容	代表者	川口香容	松野喜代	令和 8. 7. 14

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
和歌山の未来をつくる会	寺口一廣	会計責任者	坂本宏司	円谷博明	令和 8. 4. 10
岡しょうご後援会	岡省吾	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町栗生37-2	有田郡有田川町栗生42-9	令和 8. 4. 24
		会計責任者	岡省吾	岡美智代	令和 8. 4. 24
中庄谷孝次郎後援会	中庄谷孝次郎	主たる事務所の所在地	和歌山市松江東3-2-7 アンソレーユ東松江D	和歌山市松江中3-8-45 ミレグランデIV101号室	令和 8. 7. 15

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	令和 7. 12. 26
日本維新の会和歌山県有田市支部	武田豊治	令和 8. 6. 30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
林のりお後援会	林宣男	令和 8. 7. 7
九度山町にさか吉伸後援会	岡本章	令和 8. 7. 22
杉原宣希後援会	杉原宣希	令和 8. 7. 29
田辺市の未来を創造する会「赤木かづや後援会」	赤木加津也	令和 8. 7. 30

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡本としなが後援会	岡本年永	山本光代	橋本市古佐田二丁目2-2 岡本ビル1階	令和 8. 7. 1
中山和音後援会	西本愛加	瀬川大輔	橋本市出塔12番地	令和 8. 7. 9
川崎とおる後援会	加藤儀夫	守内伸幸	橋本市高野口町向島24-5	令和 8. 7. 14
大江康弘後援会	國本健	山本純也	西牟婁郡白浜町堅田2497-112	令和 8. 7. 23
ありだのチカラ	椿原竜二	椿原真梨菜	有田郡有田川町金屋211-8	令和 8. 7. 28

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

資金管理団体の届出をした者 （代 表 者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
椿原竜二	和歌山県議会議員	ありだのチカラ	有田郡有田川町金屋211-8	令和 8. 7. 25